



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年9月9日金曜日 第340号

### ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示..... (観光国際課) ... 724

産業廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等..... (循環型社会推進課) ... 724

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例による研修の指定..... ( " ) ... 725

農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 725

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 725

道路の区域変更(県道才之原菊間線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 725

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 725

指定居宅サービス事業者の指定..... (南予地方局地域福祉課) ... 726

指定介護予防サービス事業者の指定..... ( " ) ... 726

### 人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 726

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 733

政治団体の届出事項の異動の届出..... ( " ) ... 733

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第944号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年9月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県観光デジタルマーケティングプラットフォーム構築・運用事業委託業務一式	愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年7月1日	株式会社リクルート 東京都千代田区丸の内1-9-2	37,400,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定による。

### ○愛媛県告示第945号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第15条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県民環境部環境局循環型社会推進課、愛媛県西条保健所及び愛媛県中予保健所並びに西条市役所及び東温市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

令和4年9月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
オオノ開発株式会社

- 松山市北梅本町甲184番地  
代表取締役 大野 照旺
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
東温市河之内字大小屋乙2番37
  - 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第30号)第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設、同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
  - 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
汚泥(特別管理産業廃棄物を含む。)、廃油(特別管理産業廃棄物を含む。)、廃酸(特別管理産業廃棄物を含む。)、廃アルカリ(特別管理産業廃棄物を含む。)、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、

改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、木くず

5 申請年月日

令和4年8月29日

6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課、愛媛県西条保健所及び愛媛県中予保健所

○愛媛県告示第946号

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年愛媛県条例第13号)第15条の2第1項の規定により、次のとおり浄化槽管理士の資質の向上のための研修を指定した。

令和4年9月9日

愛媛県知事 中村時広

1 研修の名称

愛媛県浄化槽管理士研修

2 主催者

松山市辻町2番31号

公益社団法人愛媛県浄化槽協会

3 研修の開催日及び場所

開催日	場所
令和4年11月11日(金)	松山市湊町七丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター

○愛媛県告示第949号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	才之原菊間線	今治市菊間町西山709番4から 同町西山755番2地先まで	旧	メートル 5.2~35.4	キロメートル 0.120	
		今治市菊間町西山709番6から 同町西山755番2まで	新	4.6~60.2	0.120	

○愛媛県告示第950号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年9月9日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第947号

令和4年8月25日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和4年9月9日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積(m <sup>2</sup> )
株式会社 パブリカファーム	愛媛県宇和島市	愛媛県大洲市八多喜町3956番ほか3筆	12,290

2 認可年月日

令和4年9月2日

○愛媛県告示第948号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和4年9月9日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分率(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和10年10月14日	愛媛県第1200号	炭酸カルシウム肥料	くみあい粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 14.5 内可溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	才之原菊間線	今治市菊間町西山709番6 から 同町西山755番2まで	令和4年9月9日

○愛媛県告示第951号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年9月9日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
特定医療法人 弘友会	老人保健施設フレンド	愛媛県大洲市東大洲39番地	令和4年7月1日	訪問リハビリテーション
株式会社あおぞら	株式会社あおぞら	愛媛県西予市宇和町神領119	令和4年7月1日	福祉用具貸与
株式会社あおぞら	株式会社あおぞら	愛媛県西予市宇和町神領119	令和4年7月1日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第952号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和4年9月9日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社あおぞら	株式会社あおぞら	愛媛県西予市宇和町神領119	令和4年7月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社あおぞら	株式会社あおぞら	愛媛県西予市宇和町神領119	令和4年7月1日	特定介護予防福祉用具販売

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1244

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月9日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

（期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正）

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 前項の期間の算定については、次_____に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員_____</p>	<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業_____をしてしている職員（当該育児休業の期間の全部又は一部が基準日以前6箇月以内の期間に含まれる場合における当該育児休業の期間が1月以下である者を除く。第12条第2項第</p>

\_\_\_\_\_及び第2条第8号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第5条に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第5条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

(3)～(7) 省略

3 省略

(勤労手当に係る勤務期間)

第12条 省略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 省略

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第6条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員及び第2条第8号に掲げる職員として在職した期間

(3)～(12) 省略

2号において同じ。）及び第2条第8号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(3)～(7) 省略

3 省略

(勤労手当に係る勤務期間)

第12条 省略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 省略

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業 \_\_\_\_\_ をしている職員及び第2条第8号に掲げる職員として在職した期間

(3)～(12) 省略

(会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 1223）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第16条 条例第12条第1項前段又は第18条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する会計年度任用職員（条例第12条第6項及び第18条第6項において読み替えて準用する職員給与条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第9条第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第20条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている会計年度任用職員 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第16条 条例第12条第1項前段又は第18条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員は、それぞれこれらの項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する会計年度任用職員（条例第12条第6項及び第18条第6項において読み替えて準用する職員給与条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号 _____）第9条第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第20条 省略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業 _____ をしている会計年度任用職員（当該育児休業の期間の全部又は一部が基準日以前6箇月以内の期間に含まれる場合における当該育児休業の期間が1月以下である者を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間</p>

育児休業条例第5条に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第5条に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

(3) 省略

3 省略

(3) 省略

3 省略

（職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正）

第3条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（休暇の許可の事由及び期間）</p> <p><b>第1条の3</b> 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(19) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（(19)の項に定める場合を除く。）</td> <td>配偶者の出産予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日以後1年を経過する日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>(21)～(26) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(19) 省略		(20) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（(19)の項に定める場合を除く。）	配偶者の出産予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日以後1年を経過する日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	(21)～(26) 省略		<p>（休暇の許可の事由及び期間）</p> <p><b>第1条の3</b> 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(19) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（(19)の項に定める場合を除く。）</td> <td>配偶者の出産予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日の翌日を起算日とする8週間後の日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td>(21)～(26) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(19) 省略		(20) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（(19)の項に定める場合を除く。）	配偶者の出産予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日の翌日を起算日とする8週間後の日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	(21)～(26) 省略	
事 由	期 間																
(1)～(19) 省略																	
(20) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（(19)の項に定める場合を除く。）	配偶者の出産予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日以後1年を経過する日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間																
(21)～(26) 省略																	
事 由	期 間																
(1)～(19) 省略																	
(20) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（(19)の項に定める場合を除く。）	配偶者の出産予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日の翌日を起算日とする8週間後の日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間																
(21)～(26) 省略																	

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

第4条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>（休暇の許可の事由及び期間）</p> <p><b>第2条の3</b> 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(18) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（(18)の項に定める場合</td> <td>配偶者の出産予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日以後1年を経過する日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める</td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1)～(18) 省略		(19) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（(18)の項に定める場合	配偶者の出産予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日以後1年を経過する日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める	<p>（休暇の許可の事由及び期間）</p> <p><b>第2条の3</b> 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(18) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(19) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（(18)の項に定める場合</td> <td>配偶者の出産予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日の翌日を起算日とする8週間後の日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める</td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1)～(18) 省略		(19) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（(18)の項に定める場合	配偶者の出産予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日の翌日を起算日とする8週間後の日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める
事 由	期 間												
(1)～(18) 省略													
(19) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（(18)の項に定める場合	配偶者の出産予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日以後1年を経過する日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める												
事 由	期 間												
(1)～(18) 省略													
(19) 職員の配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき（(18)の項に定める場合	配偶者の出産予定日を起算日とする8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日の翌日を起算日とする8週間後の日までの間における5日を超えない範囲内でその都度必要と認める												



のいずれかの日) ) 以前の日である場合

(3) 条例第3条の2の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子が1歳6箇月に達する日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第4条第6号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続等)

第7条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第4条第6号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第5条に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)

(2) 条例第3条第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第3条の2の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第8条 省略

2 前項の届出は、養育状況変更届(様式第2号)により行うものとする。

3 省略

第10条 省略

(育児短時間勤務計画書)

第11条 条例第13条第5号に規定する育児短時間勤務計画書の様式は、育児短時間勤務計画書(様式第3号)とする。

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第5条第7号 \_\_\_\_\_ に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続等)

第7条 前条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第8条 省略

2 前項の届出は、養育状況変更届(様式第3号)により行うものとする。

3 省略

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第14条 省略

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

様式第1号(第5条関係) 育児休業等計画書

育 児 休 業 等 計 画 書		
年 月 日		
任命権者	様	
	所 属	
	提出者 職 名	
	氏 名	
請 求 の 別	育 児 休 業	育 児 短 時 間 勤 務
請 求 に 係 る 子	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
請 求 者 の 計 画	請 求 期 間	年 月 日 から 年 月 日
		まで

	再度の請求 予定期間	年 月 日から 年 月 日 まで
	備考	

- 注1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書（様式第2号）又は育児短時間勤務承認請求書（様式第4号）と同時に（記載事項に変更が生じた場合にあっては、遅滞なく）提出すること。
- 2 記載事項に変更が生じた場合にあっては、変更する箇所のみ記入すること。
- 3 子の出産前に提出する場合にあっては、請求に係る子の欄は、当該子の出産後速やかに記入すること。
- 4 請求期間の欄は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 5 のある欄は、該当のものにレ印を付けること。

様式第1号（第6条、第7条 関係） 育児休業承認請求書

省略	
請求の内容	育児休業（次の に該当する育児休業を除く。） 同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） 育児休業の期間の最初の延長 育児休業の期間の再度の延長
	省略
	省略
請求に係る子について既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 省略
省略	

注1・2 省略

- 3 特別の事情の欄は、同一の子に係る3回目以後の育児休業（既に2回の育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業（職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第3条第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。以下同じ。）若しくは2歳までの子の育児休業（条例第3条の2の規定に該当してする育児休業をいう。以下同じ。）が必要な特別の事情を記入すること。
- 4 条例第4条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合にあっては、請求期間の欄及び請求に係る子について既に育児休業をした期間の欄のみ記入すること。
- 5 省略
- 6 備考の欄は、請求に係る子以外に3歳（非常勤職員にあ

様式第2号（第6条、様式第1号関係） 育児休業承認請求書

省略	
請求の内容	育児休業 育児休業期間の延長 再度の育児休業 再度の育児休業期間の延長
	省略
	省略
請求に係る子について既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 省略
省略	

注1・2 省略

- 3 特別の事情の欄は、再度 \_\_\_\_\_ の育児休業、再度の育児休業期間 \_\_\_\_\_ の延長又は非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業（職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第3条第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。以下同じ。）若しくは2歳までの子の育児休業（条例第3条の2の規定に該当してする育児休業をいう。以下同じ。）が必要な特別の事情を記入すること。
- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の \_\_\_\_\_ 育児休業をしようとする場合にあっては、請求期間の欄及び請求に係る子について既に育児休業をした期間の欄のみ記入すること。
- 5 省略
- 6 備考の欄は、請求に係る子以外に3歳（非常勤職員にあ



っては、1歳、1歳2箇月、1歳6箇月又は2歳）に満た  
ない子を養育する場合 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_にあつてはその氏名、請求者との続柄  
等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合にあつては  
養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子につ  
いて現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその  
旨並びに当該承認に係る子の氏名及び期間等を記入するこ  
と。

様式第2号（第8条関係） 省略

様式第3号（第11条関係） 育児短時間勤務計画書

育児短時間勤務計画書		年 月 日
任命権者	様	所 属
		提出者 職 名
		氏 名
請求に係る子	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
請求者の計画	請求期間	年 月 日から 年 月 日 まで
	再度の請求 予定期間	年 月 日から 年 月 日 まで
備 考		

注1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書  
（様式第4号）と同時に（記載事項に変更が生じた場合に  
あつては、遅滞なく）提出すること。

2 記載事項に変更が生じた場合にあつては、変更する箇所  
のみ記入すること。

3 子の出産前に提出する場合にあつては、請求に係る子の  
欄は、当該子の出産後速やかに記入すること。

4 請求期間の欄は、育児短時間勤務承認請求書に記載した  
請求期間を記入すること。

様式第4号（第13条、様式第3号関係） 育児短時間勤務承認請求  
書

省略

注1～4 省略

5 備考の欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を  
養育する場合にあつては当該子の氏名、請求者との続柄等  
及び当該子の生年月日を、請求に係る子が養子の場合にあ  
つては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外  
の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合  
にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承  
認の請求に係る期間等を記入すること。

っては、1歳、1歳2箇月、1歳6箇月又は2歳）に満た  
ない子を養育する場合（条例第4条の規定による期間内  
に、職員（当該期間内に職員の休日、休暇並びに勤務時間  
等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）第8条及び  
教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭  
和27年愛媛県条例第31号）第9条に規定する休暇を出産日  
の翌日から同日を起算日とする8週間後の日までの間にお  
いて取得した職員並びに労働基準法（昭和22年法律第49  
号）第65条第2項の規定により勤務しなかつた非常勤職員  
を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業を  
する場合を除く。）にあつてはその氏名、請求者との続柄  
及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合にあつては  
養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子につ  
いて現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその  
旨並びに当該承認に係る子の氏名及び期間等を記入するこ  
と。

様式第3号（第8条関係） 省略

様式第4号（第12条、様式第1号関係） 育児短時間勤務承認請求  
書

省略

注1～4 省略

5 備考の欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を  
養育する場合にあつては当該子の氏名、請求者との続柄  
及び当該子の生年月日を、請求に係る子が養子の場合にあ  
つては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外  
の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合  
にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承  
認の請求に係る期間等を記入すること。

様式第5号(第17条関係) 省略

様式第5号(第16条関係) 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に提出されている第5条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する規則様式第1号の規定による育児休業等計画書(育児短時間勤務の承認の請求に関するものに限る。)及び様式第2号の規定による育児休業承認請求書は、同条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する規則(以下「新規則」という。)様式第3号の規定による育児短時間勤務計画書及び様式第1号の規定による育児休業承認請求書とみなす。
- 3 育児短時間勤務の承認を請求しようとする職員は、この規則の施行の日前においても、新規則様式第3号の規定による育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出ることができる。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年9月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

- 1 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
塩崎純子後援会	秋月 禮三郎	白石 則 廣	新居浜市宮西町1-9	令和4年8月8日
黎明義塾	細川 登志彦	田中 浩 二	松山市井門町1029	令和4年8月8日

○愛媛県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和4年9月9日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

- 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党玉川支部	越 智 豊	主たる事務所の所在地	今治市玉川町小鴨部甲155-4	今治市玉川町小鴨部甲298-2	令和4年7月20日
自由民主党愛媛県ときわ会支部	土 居 嘉 安	主たる事務所の所在地	松山市土手内1-1	松山市南江戸一丁目14-1	令和4年7月29日
		代 表 者	土 居 嘉 安	宇 野 恒 生	
自由民主党松山支部連合会	松 本 博 和	代 表 者	松 本 博 和	角 田 敏 郎	令和4年7月30日
		会 計 責 任 者	松 本 久 美 子	岡 雄 也	
社会民主党愛媛県第4区支部連合	大 山 政 司	主たる事務所の所在地	宇和島市野川甲1280-4	宇和島市中央町2-4-10	令和4年8月18日
自由民主党愛媛県宅建支部	姉 川 誠	代 表 者	姉 川 誠	小 林 昌 三	令和4年8月22日

- 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
矢野雄嗣後援会	毛 利 公 尊	会 計 責 任 者	村 上 豊	藤 田 毅	令和4年8月18日

山本順三後援会	檜 垣 敏 幸	主たる事務所の所在地	今治市大新田町二丁目 2 - 50	松山市勝山町一丁目 8 - 1	令和4年8月20日
---------	---------	------------	-------------------	-----------------	-----------